

任意継続被保険者 殿

全国設計事務所健康保険組合

被扶養者調査票の提出のお願い

謹啓 仲秋の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
当組合の事業運営につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当組合では健康保険法施行規則第 50 条に基づき、被扶養者の資格確認（検認）を毎年実施しております。
つきましては、組合にてマイナンバーにより住基ネットへの情報照会を実施し、収入が一定水準を下回っていること等が確認できなかった方の被扶養者調査票を送付いたしますので、下記のとおりご提出をお願い申し上げます。

記

1. 提出期限
2026 年 11 月 30 日（月）
2. 提出対象
2026 年 8 月 31 日現在、被扶養者として認定されている方のうち、続柄が「配偶者」の方
3. 提出方法
調査票に確認書類をホチキス留めの上、郵送にてご提出ください。

4. 添付書類

状況	証明書類
1. 給与収入のある方	①源泉徴収票写、又は所得証明（収入金額のわかるもの）
2. 給与収入＋年金受給中の方 （障害年金含む）	①源泉徴収票写、又は所得証明（収入金額のわかるもの） ②年金額改定通知書写、又は年金振込（支払）通知書写
3. 給与収入なし、年金受給中の方 （障害年金含む）	①所得証明（収入金額のわかるもの） ②年金額改定通知書写、又は年金振込（支払）通知書写
4. 給与・年金以外の収入のある方	①所得証明（収入金額のわかるもの） ②確定申告書写と収支内訳書又は青色申告決算書の写
5. 無職無収入の方	①非課税証明書
注意事項等	(1)必要書類は①～②すべて添付してください。 (2)上記証明書類は提出いただくものの例です。他の書類をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。 (3)市区町村発行の所得証明書・非課税証明書等は、令和 8 年度（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月収入）を添付してください。証明書は収入額の記載があるものを取ってください。（所得金額のみの記載では、実際の収入額が分からないためご注意ください。） (4)年金額改定通知書写・年金振込（支払）通知書写・確定申告書写は直近のものを添付してください。 (5)市区町村で証明を取る際、個人番号（マイナンバー）記載なしで取ってください。記載されている場合は、塗りつぶしてください。

5. その他の注意事項

(1) 国外に居住し住民票がない方で、下記①～③に該当し要件を満たす方は、「4 添付書類」に加え、以下の（ ）内の書類を添付してください。

- ① 留学（査証・在学証明書・送金証明等）
- ② 海外赴任に同行（査証・赴任辞令・居住証明等）
- ③ 一時的な海外渡航（査証・派遣機関証明等）

※外国語書類は翻訳添付

(2) 検認の結果、要件を満たさない場合は被扶養者資格を削除いたします。

（要件詳細は組合HP参照）

【URL】 <https://www.sekkei-kenpo.org/insuranceproduce/huyou/huyouNinteiConditions>



(3) 提出期限までに書類のご提出がない場合は当該被扶養者を削除いたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

【参考条文】

健康保険法施行規則 第50条（資格確認書の検認又は更新等）

保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

- 2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者（任意継続被保険者を除く。）にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。
- 3 被保険者は、前項の規定により資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主を経由して保険者に提出しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

【お問合せ・提出先】

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9

全国設計事務所健康保険組合 業務部 適用・徴収グループ

TEL 03-3404-7344